

労働者派遣法に基づく情報公開のご案内

【三田電子ケイサン株式会社 人材派遣紹介部】

報告対象期間 平成29年4月 1日から
平成30年3月31日まで

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づき、以下の情報を公開致します（法第23条第5項）。

1. 派遣労働者の数

派遣労働者の数（報告対象期間末日現在）	57人
---------------------	-----

2. 派遣先の数

派遣先の数（期間中に派遣された事業所の数）	31社
-----------------------	-----

3. 派遣料金、派遣労働者の賃金額の平均額及びマージン率

派遣料金 (1日8時間当たり換算)	賃金 (1日8時間当たり換算)	マージン率
23,628円	15,425円	34.7%

※派遣料金に対して一番多く占めるのが派遣労働者の給与で約65.3%です。

次いで派遣労働者の雇用主として負担する雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険料が約10%となります。

又、一部の派遣労働者に支給する通勤交通費と年次有給休暇を取得する際は派遣先に休暇相当分の料金請求は出来ませんが、雇用主は当該賃金支払が生じる為、その引当分として約5%の費用が発生します。

その他、会社営業担当者の人件費、オフィス賃借料、募集経費等をはじめとする諸経費が約15%に付き、これら全てを差し引いた残りが営業利益になります。

以上